

川口市健康・生きがいつくり計画・食育推進計画（第3次）  
策定業務委託仕様書

1 件名

川口市健康・生きがいつくり計画・食育推進計画（第3次）策定業務委託

2 委託概要

本業務は、健康増進法及び食育基本法に基づき、地域の特性等を踏まえ、令和7年度から12年間の計画期間とする健康・生きがいつくり計画・食育推進計画（第3次）を策定するもので、基礎資料となる健康増進及び食育推進に関する実態調査を行い、調査結果の集計・分析をした上で、計画策定業務を行うこととする。なお、両計画は一体的に策定するものとする。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務委託料の上限額

8,745,000円（消費税等相当額10%を含む）

5 業務内容

(1) 市民意識調査作業

①調査対象者： 4,900名

(内訳)

対象者区分	人数	印刷部数 (予備含む)
未就学児の保護者	700名	720部
小学2年生の保護者	600名	640部
小学5年生と保護者	600名	640部
中学2年生と保護者	600名	640部
高校2年生と保護者	400名	440部
18歳以上の市民	2,000名	2,020部
合計	4,900名	5,100部

**※対象者の抽出は市が行うものとする。**

②調査票の設計・校正

前回策定時の調査票に基づき調査項目を検討するとともに、新たな課題に係る項目についても十分に検討し、調査項目を決定する。

調査票は対象者区分別に作成するが、小学5年生・中学2年生・高校2年生は共通のものとする。

質問は、最大60問程度とする。

### ③調査方法

「未就学児の保護者」「18歳以上の市民」

配布：郵送

回収：郵送及びインターネット

(回収率は過去の実績から50%程度と想定)

上記以外

配布：教育機関を通じ配布

回収：郵送及びインターネット

(回収率は過去の実績から70%程度と想定)

### ④調査票、封筒等の印刷

調査票、配布用封筒、返信用封筒は予備を含めて5,100部(上記内訳表のとおり)印刷すること。配布用封筒は角2封筒、返信用封筒は長3封筒とする。

### ⑤調査票の発送

「未就学児の保護者」「18歳以上の市民」

宛名ラベル貼付、調査票・返信用封筒を封入封緘し発送。宛名ラベルについては、市と受託者で協議の上決定した規格のものを受託者が用意し、市が印刷、受託者へ提供するものとする。返信用封筒は簡単に封緘ができるよう糊を付けること。

受託者が作成した調査票をもとに、市がインターネット回答用ウェブサイトを用意する。インターネット回答に必要なアドレス、二次元コード、回答用ID等を市が設定し、当該データを受託者が調査票に印字する。

上記以外

調査票・返信用封筒を封入封緘し市へ納品する。返信用封筒は簡単に封緘ができるよう糊を付けること。

受託者が作成した調査票をもとに、市がインターネット回答用ウェブサイトを用意する。インターネット回答に必要なアドレス、二次元コード、回答用ID等を市が設定し、当該データを受託者が調査票に印字する。

### ⑥督促状及び礼状の作成・発送

「未就学児の保護者」「18歳以上の市民」

受託者で督促状・礼状用葉書を購入の上、文面印刷、宛名ラベルを貼付し発送。宛名ラベルについては、市と受託者で協議の上決定した規格のものを受託者が用意し、市が印刷、受託者へ提供するものとする。

### ⑦調査票の回収

#### 【郵送】

調査票は市あて郵送にて回収し、回収した調査票を市から受託者へ転送する。転送に使用する梱包用品の手配及び転送用郵送料は受託者が負担するものとする。

## 【インターネット】

市が用意したインターネット回答用ウェブサイトにて回答を回収し、データは市から受託者へ電子メール等により送付する。

### ⑧郵送費の負担

発送（「未就学児の保護者」「18歳以上の市民」用）及び返送の郵送経費等は受託者負担とする。なお発送は郵便扱いにすること。

また、想定する回収率は前述のとおりだが、想定と異なって差額が生じた場合についての精算は行わないものとする。

### ⑨調査票の入力・集計

郵送とインターネットによる同一人物からの重複回答の有無を確認すること。同一人物からの回答が重複した場合には、市との協議によりいずれか一方を有効な回答として取り扱うものとする。市との協議の上、無効とされた回答から必要に応じて記述を補充することも可とする。

調査結果の集計は単純集計に加え、回答者の基本属性及び設問等によるクロス集計を行う。

## (2) 現状分析作業

市が提供する事業資料、市民意識調査の結果、既存データ等を活用し、市民の健康状態の有効なデータを導き出し、現行計画で設定した各指標の達成度を精査する。また、それ以外にも計画を策定するにあたり、市が求めるデータや有益であると考えられるデータの抽出や分析を行う。

## (3) 課題の整理

国の健康日本21（第三次）及び第4次食育推進基本計画や県の動向などについて整理し、次期計画において踏まえるべき事項を抽出する。また、社会情勢の変化や、現行計画の評価、施策の進捗状況等を踏まえ、次期計画の策定における主要課題の整理を行う。

## (4) 計画書案の作成

### ①基本構成・レイアウトの企画提案

上記（2）及び（3）の内容を踏まえ、次期計画の基本理念、基本目標、取組分野別目標の設定について提案し、市と協議のうえ、計画書案を作成する。なお、健康・生きがづくり計画と食育推進計画の一体化の方法についても提案すること。

### ②取組施策の検討・整理

取組に位置づける施策や事業について、既存施策と新規施策の追加を含め検討・整理する。

### ③指標の検討・整理・設定

数値目標について、設定の考え方を検討し、指標とする項目の設定及び現時点での

数値を整理する。計画の目標年次における目標数値の推計及び設定を行う。

④計画書案の原稿作成・校正

計画書案について、市に電子データを提供する。

(5) パブリックコメントの運営支援

(4) の計画書案によるパブリックコメントの実施に際し、その運営を支援すること。また、提出された意見を整理・分析し、回答（案）を作成すること。

(6) 策定会議の運営支援

会議の運営を支援する（会議資料作成、当日出席、必要時助言、議事録案作成等）。4回程度を予定。

(7) 計画書の作成及び印刷

市と協議により（案）を修正し、計画書を作成する。

(8) 計画書概要版の作成及び印刷

市との協議により概要版を作成印刷する。

6 成果物

(1) 成果物

集計分析報告書（A4判、30頁、1色刷）30部

計画書（A4判、120頁、表紙4色刷、本文1色刷）1,100部

計画書概要版（A4判、4頁、4色刷）15,000部A3両面中折1枚

上記の電子データ一式

(2) 納品時期

令和7年3月14日

(3) その他

成果物及びその他の資料等は川口市に帰属するとともに、許可無く複製及び他に公表してはならない。

7 作業報告等

業務の進捗状況については、適宜、本市担当者に報告し、必要に応じて報告書等を提出することとする。

受託者は市の求めに応じて来庁による打ち合わせに随時対応し、打ち合わせ回数に制限は定めないこととする。

8 業務の完了

本委託業務は、仕様書及び委託契約内容の各作業を行い、所定の成果品等を提出し、検査に合格した時をもって完了する。

#### 9 個人情報の適正な管理

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

<p>【連絡先】川口市 保健部 保健総務課 企画係 所在地：〒332-8601 川口市青木 2-1-1 電話：048-229-3291（直通） FAX：048-281-5765 E-Mail：087.01030@city.kawaguchi.saitama.jp</p>
---